

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

## 第1 監査結果に関する報告

### 1 定期監査分

#### (1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### (2) 監査の対象機関 248機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央

	家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、農業大学校、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、熊谷図書館、久喜図書館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、文書館、大滝げんきプラザ、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、

	久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校埴保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、新座警察署、草加警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、深谷警察署、寄居警察署、羽生警察署、岩槻警察署、久喜警察署

(3) 監査実施日

平成30年10月22日～平成30年12月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ 「ボランティア活動の活性化」

ア 監査の視点

平成30年度の県政世論調査では、地域社会活動への不参加の理由として、「仕事や子育て等により忙しく活動する時間がない」が最も多かったが、次いで「参加するきっかけが得られない」、「興味がない」、「団体・活動についての情報が得られない」となっていた。そのため、「ボランティア活動等への総合的な支援」「ボランティア活動への参加に向けた募集活動」「ボランティア活動等の担い手の発掘、支援」を監査の対象とした。監査にあたっては、それぞれの取組の効果と波及という視点で監査を実施した。

一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で活動する都市ボランティアの募集に対し多くの県民からの応募があり、ボランティア気運の醸成やボランティアの発掘に向けた取組等が成果を上げていた。そのため、「オリンピック・パラリンピック等を契機としたボランティア活動の活性化」という視点でも監査を実施した。

イ 監査の対象機関 6 機関

所管部局	監査対象機関
県民生活部	共助社会づくり課、国際課、防犯・交通安全課 オリンピック・パラリンピック課
福祉部	社会福祉課
教育局	高校教育指導課

ウ 監査実施日

平成31年1月23日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
産業労働部	産業技術総合センター	平成29年度の「電子線マイクロアナライザ(JXA-8530F)保守委託」について、契約及び支出に関する文書の所在が不明であり、確認できなかったことは、不適切であった。

(2) 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
教育局	三郷特別支援学校	非常勤講師に対し勤務条件等を書面で交付しなければならぬところ、交付していなかったことは、不適切であった。